

《 基本的な方針 》 学校の再開に当たっては、次の四点について重点的に取り組む。

◎ 感染予防対策の徹底

- ・「三つの密」が、同時に重なる場を徹底的に回避する
- ・他学年との接触の機会を、可能な限り回避する
- ・学級単位での教育活動を行うことを、基本とする

◎ 生徒たちの様子や状態を、よく観察する

新型コロナウイルス感染への不安、外出や、部活動ができないことへのストレス、基本的な生活習慣の乱れなど、長期休業明け後の生徒たちと同様に、よく「観察する」ことが大切。

◎ 新学年に向けての意欲付け

「学校が楽しい」、「友達と一緒に勉強できてうれしい」、「今年度も頑張ろう」という意識付けをする。

◎ 未学習内容の確実な実施

〈三つの密〉とは・・・

- ・密閉 (換気の悪い密閉空間である)
- ・密集 (多くの人が密集している)
- ・密接 (互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)

《 内容 》

I 感染症予防のための対策

1 新型コロナウイルスへの正しい理解

- ・飛沫、接触でうつる感染症という点では、風邪やインフルエンザと同様。誰でも感染者、濃厚接触者になりうる現状にある。
- ・正しく理解して、感染者や濃厚接触者、その家族や医療従事者等に対して、差別や偏見がないようにする。
- ・正確な情報や科学的根拠に基づいた情報や行動を伝えるなどし、偏見や差別が生じないように適切な指導をする。

2 学校における感染症対策

(1) 健康観察

① 家庭での健康観察

- ア 毎朝、登校前に「検温」し、「風邪症状の有無」を記録用紙に記入する。
- イ 発熱(37℃以上を目安、ただし個人差あり)や、咳、のどの痛み、倦怠感などの風邪症状がある場合は、家庭で休養させるようにし、出席停止の扱いとする。
- ウ 感染に対する不安により、登校を見合わせたい場合は、その状況によって「校長が出席させなくてもよいと認めた日」(出席停止)とし、生徒、及び保護者の気持ちに寄り添うよう留意する。

② 学校での健康観察

- ア 登校前に検温ができなかった生徒は、「保健室」で検温し、異常のないことを確認後、教室に入る。
- イ 朝の会での健康観察は、生徒の様子を十分に観察しながら、入念に行う。
- ウ 養護教諭は、記録用紙での報告を確認し、必要に応じて学級担任と相談する。個々の記録は、しっかりと残しておく。
- エ 授業者は、常時生徒の様子を観察し、健康状態を把握する。心配な生徒には、積極的に声をかけ、体調の変化の早期発見に努める。
- オ 37℃以上の発熱や風邪症状がある場合は、直ちに保護者に連絡し、早退、休養させる。

## (2) 基本的な感染症対策の徹底

- ① 手洗いや、咳エチケットの徹底
  - ・特に、ハンカチの携帯を指導する。
- ② 十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事、免疫力を向上できるように指導する。

## (3) 感染症対策の留意点

- ① 教室、職員室等の換気の徹底 ～密閉対策として～
  - ア 換気の際は、窓や出入口扉等を2か所以上開ける。寒い場合等は、窓を閉めずに、暖房や衣服で調整する。
  - イ 1時間に1回(5～10分程度)、窓や出入口を広く開けて換気する。
    - ・休み時間は、出入口を開ける(授業後に各教科担任が指示する)。窓を5分程度全開する。
    - ・換気扇がある場合は、常時、使用する。
    - ・授業途中でも、必要に応じて換気する。
- ② 生徒同士の距離の確保 ～密集・密接対策として～
  - ア 座席間を離して配置し、できるだけ距離を置く配慮をする。
    - ・座席はつけずにできるだけ離す。当面の間、広い空間の場所での授業を行う。
  - イ 授業中は、当面の間、常にマスクを着用するとともに、身体の接触をできるだけ避ける。
    - ・グループ活動は、当面の間、行わないような指導の工夫をする。
  - ウ 合唱や楽器演奏を行う音楽の授業、常時密集活動となる体育での単元の授業は、時期を入れ替えるなど工夫して行う。
- ③ 手洗いの徹底について
  - ・学級担任から指導する。
  - ア 正しい手洗いの仕方を指導し、こまめな手洗いを徹底する。
    - ・登校後、給食前、トイレの後、清掃の後、実習・実技等の後等は特に入念に手洗いをを行う。
  - イ 状況に応じて、手をアルコール消毒する。
- ④ 校内の消毒(次亜塩素酸ナトリウム0.05%水溶液、又は漂白剤希釈液)
  - ア 教室やトイレ等の場所で、多くの生徒が手を触れる箇所、ドアノブ(取っ手)、机、椅子、手すり、スイッチ、蛇口、トイレレバー等)は、1日2回以上消毒液を使用して清拭する。
    - ・消毒スプレー等の準備 → 養護教諭
  - イ 消毒作業は教職員で行い、生徒には行わせない。
- ⑤ 教具・用具について
  - ア できる限り教具・用具の共有は避ける。
  - イ 共有した場合は、授業後に必ず手を洗わせる。
  - ウ 共有しなければならない教具・用具は、適宜消毒液で清拭する。
- ⑥ 清掃時の留意点
  - ア 不要な接触を避ける
    - ・清掃班の分担にしたがって、割り振った場所を決めて行う。
  - イ 距離を保ちながら清掃するよう指導する。
    - ・清掃の仕方を工夫する。マスクを着用し、無言清掃を徹底する。
  - ウ すべての窓を大きく開けて、清掃する。
  - エ 終了後は、必ず石けんで手を洗う。
  - オ 生徒による清掃は、普段の清掃の方法を基本とするが、必要に応じて変更して行う。

⑦ 登下校時の留意点

- ア 登校の際は、不要な接触がないように気を付けながら登校させる。
- イ 昇降口に多くの生徒が密集しないように注意し、速やかに教室に行くようにさせる。
- ウ 下校時に、生徒が昇降口や自転車置き場に密集しないよう、分散して下校するなどの指導をする。
- エ 下校の際も、不要な接触がないように気を付けながら、下校させる。

⑧ 給食時の留意事項

- ア 配膳・片付けで並ぶ際は、十分な間隔を空ける。
  - ・自分の給食は、自分で配膳する。
  - ・すべての生徒の手洗いの徹底をする。
  - ・対面給食をせずに、前向きで、黙って食べる。
- イ 給食当番は、学年ごとに時間をできるだけずらして、配膳室に給食を取りに行かせる。

(4) 教職員の感染症対策

**\*職員室を共有していることから、教職員が感染すると多数の濃厚接触者が生じるおそれがあるので、感染予防の意識を強くもち、職務に当たる。**

① 教職員各自で行う予防・発生時対策

- ア 出勤前に検温を行ってから、出勤する。
- イ 発熱（37℃以上を目安）や、風邪症状がある場合は、出勤しない。
  - ・健康管理に留意して、風邪症状がある場合には無理せず特別休暇等とする。
- ウ 勤務中は、授業中でも職員室でも、当面、マスクを使用する。
- エ 職場以外でも、不要不急の外出や、人の集まる場所等への出入りを控える。
- オ 感染者の発生状況をニュース等で各自チェックし、情報を把握する。
- カ 学校で発生した場合に備え、自身の行動歴や、接した人に関して記録しておく。

② 職場全体で行う対策

- ア 全員で換気を徹底する。
- イ 教室では、教員と生徒、生徒間の机をできるだけ離す。
  - ・会議等の中止や短縮、必要に応じた業務場所の分散に取り組む。
- ウ 会議等を行う場合でも、「三つの密」の重なる場所を避け、近距離での会話をできるだけ避けたり、マスクを着用したりする。

3 出席停止について

(1) 出席停止として扱うもの

- ア 生徒の感染が判明した場合
  - ・市教委の判断により、臨時休校とし、全生徒を出席停止とする。
- イ 生徒が、感染者の濃厚接触者に特定された場合
  - ・濃厚接触者と認められる場合には、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して、最低14日間は出席停止とし、症状を観察する。
- ウ 生徒等に発熱等の風邪症状が見られるとき
  - ・安全に帰宅させて、症状がなくなるまでは、自宅で休養するように指導する。
- エ 感染に対する不安等により、保護者が登校を見合わせたい場合（状況により判断）

## (2) 発生報告について

感染が確認された生徒、濃厚接触者に特定された生徒等について情報を得た場合は、市教委、及び学校医に報告する。なお、検査の結果、感染が判明した場合は、医療機関から本人に診断結果が伝えられるとともに、保健所にも届け出がなされる。

## 4. 感染した場合、濃厚接触者に特定された場合

### (1) 生徒が感染した場合・・・生徒は治癒するまで出席停止。

市教委等、関係機関と相談の上、臨時休業の期間について判断する。

### (2) 教職員が感染した場合・・・当該教職員は、病気休暇。

市教委等、関係機関と相談の上、臨時休業の期間について判断する。

### (3) 生徒や教職員が濃厚接触者に特定された場合

・・・生徒は最低14日の出席停止。当該教職員は、自宅待機や入院等。

## 《濃厚接触者の範囲》

### ○ 学校での参考例

- ・換気していない教室や職員室等で、長時間一緒に過ごした。
- ・感染者と知らずに、けがの手当てをするなど、接触した。
- ・教室や職員室の座席が、感染者の両隣り、前後、対面、斜め前後の席に位置している。
- ・手が触れることのできる近い距離で会話した、など。

### ○ 一般的な参考例

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居、あるいは長時間の接触（車内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護なしに新型コロナウイルス感染が疑われる者を、看護、介護していた者
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる者の飛沫や体液等の汚染物質に、直接触れた可能性が高い者
- ・手で触れること、又は対面で会話することが可能な距離（目安として2m）で、必要な感染予防なしで、患者と接触があった者

## II 教育活動

### I 各種集会等について

#### ア 学校行事

- ・入学式や卒業式は、参加を対象学年生徒とその保護者、教職員、来賓（PTA 執行部役員のみ）とし、歌はカットするなど、形態や内容を変えて、できるだけ短時間で行う。
- ・始業式や終業式は、座席の間隔を最大限広く取り、歌等をカットして、短時間で行う。
- ・保護者対象の授業参観等は、当分の間、行わない。
- ・PTA 総会は、書面配付のみとし、承認の可否で審議決定とする。→今年度、承認済み。
- ・家庭訪問は行わず、学校での個別懇談を希望する保護者を対象に短時間で行う。
- ・運動会は見合わせとし、規模縮小による他行事代替（スポーツ大会等）での実施予定とする。
- ・修学旅行は、6月までの市教委の判断を待ち、実施の可否や、延期、内容等を決定する。
- ・校外学習は、3つの密に照らし合わせ、発生リスクが高い場合には、実施を見合わせる。
- ・健康診断は、学校医の指導を受け判断する。実施の場合は、会場や実施方法を工夫する。
- ・学校祭は、形式、参加者（生徒のみ）等の変更を想定し、現時点では、可能なら予定の時期での実施とする。

- ・マイチャレンジは、予定の時期での実施は中止とし、可能なら規模縮小等で南摩地区内での実施を検討する。
- ・自然生活体験宿泊学習は、11月に延期したが、市の方針で中止のため実施しない。
- ・意見発表会は、主催者の実施状況を見てから、決定。授業での準備は、進めておく。

#### イ 生徒会活動

- ・生徒総会を延期し、準備期間を十分にとる。

#### ウ 部活動

- ・手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を指導したうえで、行う。  
当面（開始から2週間程度）は、体力保持を目的として、時間を短縮した活動とする。
- ・一か所に生徒が集中しないよう、活動の場所を分散させる等の工夫をする。
- ・複数で使用した道具類は、拭き取り、もしくは消毒を行う。
- ・生徒に体調不良が見られる場合は、参加を見合わせ、自宅で休養するように指導する。
- ・当分の間、他校との合同練習や大会等への参加はしない。

## 2 子どもをよく「観察する」

### ○ 観察の視点

- ・行動の変化を、見る
- ・からだの反応を、見る
- ・以前と異なる表情や会話の変化を、見る

- ・「なんま」などを基に、家庭と共有
- ・関係機関との連携、スクールカウンセラーの活用
- ・できること、得意なことに着目した授業や見取り
- ・複数の職員でよく観察する、情報共有する

- 次のような症状がある場合には、「県西健康福祉センター」等に相談するよう、保護者に周知をする。

ア 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合。

イ 強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合。

- 環境の変化により、不安や緊張から、不適応や問題行動等へのリスクが高まる可能性があることにも、十分留意する。

## 3 未履修内容について

- 2，3学年については、教務部で未履修事項を確認し、できる限り1学期の学習内容に含める。各小学校の未履修内容は、新生入や各学校から聞き取る。未履修事項は学年部会で調整し、時数は増やさずに実施する（状況に応じて、一定期間、B日課7時間授業の実施も検討）。
- 市全体での夏休み期間の短縮について検討中。

## Ⅲ 対外的な行事 等

- 教育実習受け入れ・・・本人と在籍大学等との相談により、実施時期を決定する。
- 地域行事への参加・・・関係機関との連絡、連携により、実施の可否、参加決定をする。
- 部活動の大会・・・地区中体連の決定事項による。
- 教職員の各種研修会参加・・・実施状況に応じて、出張する。体調が悪い場合は、欠席する。